

議案番号	件名	要旨
議 第 142 号 観光施設課	松江市自然休養村センター設置及び 管理に関する条例の一部改正につい て	松江市自然休養村センターの使用者に、適正かつ 応分の負担を求めるため、施設使用料を改定する もの。  料金改定案件

備考		
改正内容		
松江市自然休養村センターの使用料を次のとおり増額するもの。		
区分	改正後	改正前
研修室	利用者1人につき(中学生以上)2時間以内を 130円とし、2時間を超えるときは1時間当 たり50円を加算する。ただし、1時間に満 たない時間は、1時間とする。	利用者1人につき(中学生以上)2時間以内を 100円とし、2時間を超えるときは1時間当 たり40円を加算する。ただし、1時間に満 たない時間は、1時間とする。
施行期日		
令和7年4月1日		